

## 南西諸島地域離島振興計画

## 第1章 地域の概況・課題

### 第1節 地域の概況

#### ○ 位置

本地域は、県本土の南方約30kmに位置する竹島から南方へ約240km、東西約120kmにも及ぶ広大な海域に点在しており、三島村の竹島、硫黄島及び黒島並びに十島村の口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島及び宝島の10の有人島から構成されています。

鹿児島市から本地域の最南端の宝島までの航路は約14時間を要し、極めて隔絶性の強い地域です。

#### ○ 地形

本地域のほとんどの島が、大部分を雑竹林におおわれた山岳に占められており、しかも、山が海岸線に迫って平地が少なくなっていますが、本地域の南端に位置する小宝島、宝島は隆起珊瑚礁の島であり、海岸周辺に比較的平坦地が多くなっています。

なお、十島村については、平成4年4月に全域がトカラ列島県立自然公園に指定されています。

また、三島村については、令和4年4月に全域がみしま県立自然公園に指定されています。

#### ○ 気候

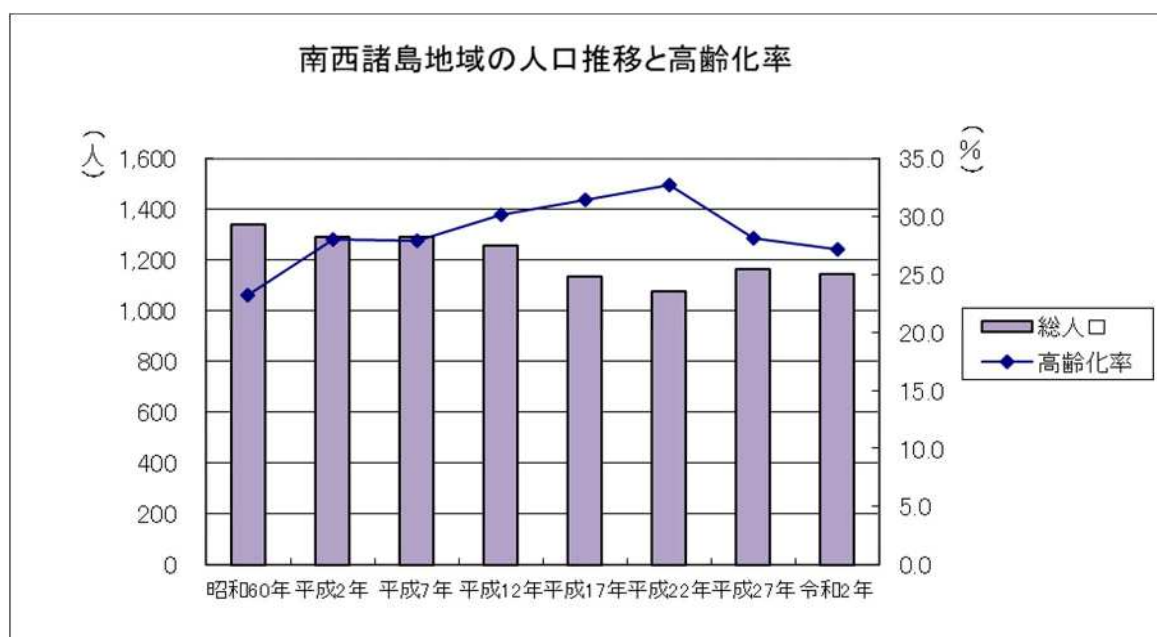
黒潮の影響を受けることから、温暖ですが、夏秋季の台風や冬季の季節風の影響を強く受けます。

#### ○ 行政区域

行政区域は、竹島、硫黄島及び黒島が三島村、口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島及び宝島が十島村に属しています。

#### ○ 人口

令和2年国勢調査の人口は、1,145人となっており、平成22年の1,075人を底として、増加傾向に転じています。高齢化率も平成22年をピークとして、減少傾向に転じています。



## 第2節 交通の現況及び課題

### (1) 航路

- ◆ フェリーみしま (1, 859t, 週4便)
  - 鹿 児 島 ~ 竹 島 3時間
  - 竹 島 ~ 硫 黄 島 40分
  - 硫 黄 島 ~ 黒島 (大里港) 1時間10分
  - 黒島 (大里港) ~ 黒島 (片泊港) 30分
  
- ◆ フェリーとしま2 (1, 953t, 週2便)
  - 鹿 児 島 ~ 口 之 島 6時間
  - 口 之 島 ~ 中 之 島 50分
  - 中 之 島 ~ 諏訪之瀬島 1時間
  - 諏訪之瀬島 ~ 平 島 50分
  - 平 島 ~ 悪 石 島 55分
  - 悪 石 島 ~ 小 宝 島 1時間20分
  - 小 宝 島 ~ 宝 島 35分
  - 宝 島 ~ 名 瀬 3時間

※ このほか年15便の臨時便があります。

- ◇ 本地域の定期航路は、三島各島と鹿児島本土間、十島各島と鹿児島・奄美間において、ほとんどの人や物資の輸送手段となっており、いわば基軸となる生命線、本土内であれば国道、都道府県道に相当するものであり、村民の文化、経済、物流の主要な手段として必要不可欠なものです。
- ◇ これらの航路は外海を長時間にわたって運航するため、運航費がかさむにもかかわらず、航路需要に限られているので、村営による運航が行われています。
- ◇ 定期航路は、1日1便に満たない便数の航路であり、離島のなかでも厳しい交通状況となっています。

### (2) 航空路

- ◇ 航空路は、新日本航空(株)により、鹿児島空港と薩摩硫黄島飛行場(三島村)、鹿児島空港と諏訪之瀬島場外離着陸場(十島村)がそれぞれ週2便運航されています。
- ◆ 鹿児島空港 ~ 薩摩硫黄島 50分 週2便  
(セスナ機(3席))
  
- ◆ 鹿児島空港 ~ 諏訪之瀬島 1時間30分 週2便  
(セスナ機(3席))

### (3) 島内道路等

#### ◇ 道路改良・舗装率

(単位: %)

| 区分          | 県道   |       | 市町村道 |      | 国県市町村道計 |      |
|-------------|------|-------|------|------|---------|------|
|             | 一般県道 |       | 改良率  | 舗装率  | 改良率     | 舗装率  |
|             | 改良率  | 舗装率   |      |      |         |      |
| 南西諸島地域(三島村) | 91.1 | 100.0 | 79.3 | 91.3 | 81.2    | 92.8 |
| 南西諸島地域(十島村) | -    | -     | 74.6 | 93.3 | 74.6    | 93.3 |
| 離島計         | 91.4 | 100.0 | 78.3 | 93.1 | 81.8    | 94.7 |
| 本土計         | 71.8 | 100.0 | 70.0 | 92.8 | 72.7    | 94.1 |
| 県計          | 76.0 | 100.0 | 69.8 | 90.5 | 72.9    | 92.2 |

\* 令和3年度道路現況調査(令和3年4月1日現在)

#### ○ 県道

道路については、黒島に唯一の県道、片泊大里港線(延長9.0km)がありますが、急勾配、急カーブで幅員が狭い場所があるため、整備を行っています。

#### ○ 村道

村道は、日常生活を支える上で重要な社会基盤であり、地域におけるコミュニティ相互を結びつけ、居住空間を構成するとともに、公民館、学校、医療機関といった公共施設等の機能を効率的に発揮させるためには欠くことのできないものです。

しかしながら、本地域においては、地域間を連絡する幹線村道等の整備がまだ十分とはいえない状態にあります。

また、インフラの老朽化対策等による防災・減災への取組が必要です。

### 第3節 情報通信の現況及び課題

◇ 三島村では、令和4年度から新たに高度無線環境整備事業を実施し、高度無線環境を実現し住民生活の利便性向上や地域活性化を図り、5年後を目途に公設公営のすべてを民間に移譲することで協議を進めています。

◇ 十島村では、平成30年度から整備に約36億円の費用をかけ事業を行い、全島をつなぐ光ケーブルを整備し、令和4年3月をもって、全島に光ブロードバンドが敷設されました。整備した光ケーブルはNTT西日本とIRU契約で、公設民営の光インターネットサービスを開始しています。高速通信が可能になった環境を生かして、医療・教育・産業・危機管理などあらゆる分野でのDXを推進する必要があります。なお、光回線電話へのサービス移行をすることで通話料の低減及び故障が大幅に減るなど、住民にメリットがあることから、早期の光電話への移行をサポートする必要があります。また、光電話の普及促進や住民の通信料金急増対策、低コストでこれまでの行政サービスを維持するためのネットワーク構築なども対応していく必要があります。

◇ 両村では、これらの情報通信基盤を活用して、議会中継や遠隔医療、港湾監視などの各種システムを運用し、住民サービスの向上を図っています。

◇ 携帯電話のエリアは拡大しているものの、集落から離れた観光地や牧場、海岸付近については感度が悪く、また、集落内であっても一部感度の悪い地域があります。

◇ 今後も不感地域(すべてのキャリアで圏外となる地域)の解消を図っていく必要があります。

◇ テレビについては、テレビ線の光ファイバ化未済の地域の工事を進め、TV視聴

不具合解消に向けて取り組む必要があります。また、各島の共聴施設や地上デジタル放送無線共聴設備等については、受信不良や被災、老朽化等により更新の必要性があります。

- ◇ ラジオについては、ほとんどの地域において受信状況が悪く、混信もあることから、ほぼ利用されていません。

#### 第4節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の現況及び課題

- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、平成29年4月から住民を対象とした航路運賃低廉化事業を実施しています。

○ 運賃（賃率）※三島村は硫黄島，十島村は諏訪之瀬島の運賃を例示

##### ◆ 鹿児島ー硫黄島間

- ・ 普通運賃（片道）： 3,660円（29.0円/km）
- ・ 島発往復割引： 6,590円（26.2円/km）
- ・ 離島割引運賃（片道）： 2,290円（18.2円/km）
- ・ 離島住民島発往復割引： 4,350円（17.3円/km）

##### ◆ 鹿児島ー諏訪之瀬島間

- ・ 普通運賃（片道）： 7,140円（30.0円/km）
- ・ 離島割引運賃（片道）： 4,230円（15.4円/km）

- ◇ 本地域にとって、船舶は本土との主要な交通手段となっていますが、その割高な運賃が住民等の大きな負担となっています。

その負担軽減のため、三島村は、国・県の補助制度を活用し、村民に対する運賃割引を実施しています。

- ◇ また、十島村も県の補助制度を活用し、食料品の移入や農水産物の搬出に対して輸送コスト支援を実施しています。
- ◇ 国（内閣府）が創設した「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用し、住民を対象とした航空路運賃低廉化事業を実施（三島村：平成29年4月から、十島村：令和4年10月から）しています。

##### ◆ 鹿児島ー薩摩硫黄島線

- ・ 普通運賃： 30,000円（238.1円/km）
- ・ 離島割引運賃： 5,000円（39.7円/km）

##### ◆ 鹿児島ー諏訪之瀬島線

- ・ 普通運賃： 60,000円（218.2円/km）
- ・ 離島割引運賃： 10,800円（39.3円/km）

- ◇ 本地域では、車両を本土まで輸送しなければ車検を受けることができず、車検に係る島外への車両航送費が大きな負担となっており、その負担軽減が求められています。

## 第5節 産業の現況及び課題

### ◇ 市町村内総生産額

(単位:百万円, %)

| 区分    | 総生産額  | 構成比   |
|-------|-------|-------|
| 第1次産業 | 191   | 3.6   |
| うち農業  | 119   | 2.2   |
| うち林業  | 60    | 1.1   |
| うち水産業 | 12    | 0.2   |
| 第2次産業 | 2,597 | 48.5  |
| 第3次産業 | 2,570 | 48.0  |
| 合 計   | 5,358 | 100.0 |

※ 令和元年度市町村民所得推計

※ 「輸入品に課される税・関税」、「この他控除」は除く

### ◇ 産業分類別就業者数

(単位:人, %)

| 区分      | 就業者数 | 構成比   |
|---------|------|-------|
| 第1次産業   | 113  | 17.9  |
| うち農業・林業 | 88   | 14.0  |
| うち水産業   | 25   | 4.0   |
| 第2次産業   | 97   | 15.4  |
| 第3次産業   | 420  | 66.7  |
| 分類不能    | 0    | 0.0   |
| 合 計     | 630  | 100.0 |

※ 令和2年国勢調査

- ◇ 本地域では、総生産額及び就業者数ともに、第3次産業が大きな割合を占めており、総生産額については5割弱程度、就業者数については6割強程度となっております。

◇ 農林水産業生産額

(単位:百万円)

| 区分  | 農業   |           |     |     |       |       | 林業(B) | 水産業(C) | 農林水産業合計(A+B+C) |
|-----|------|-----------|-----|-----|-------|-------|-------|--------|----------------|
|     | 耕種   | (耕種の主な内訳) |     |     | 畜産    | 計(A)  |       |        |                |
|     |      | いも        | 野菜  | 果実  |       |       |       |        |                |
| H22 | 10.6 | —         | —   | 1.9 | 204.7 | 215.3 | 3.5   | 41.8   | 260.6          |
| H27 | 8.8  | 0.1       | 4.3 | 3.1 | 372.0 | 380.8 | 3.6   | 92.6   | 477.0          |
| R2  | 9.7  | 2.9       | 4.2 | 2.6 | 387.0 | 396.7 | 0.0   | 36.1   | 432.8          |

※市町村調べ

※離島統計年報

◇ 過去5年毎の農林水産業生産額推移では、平成27年と比較すると、水産業の減などにより、やや減少しています。

(1) 農業

◇ 農家総数

(単位:人,%)

| 区分     | H22  |       |        | H27  |       |        | R2   |       |        |           |
|--------|------|-------|--------|------|-------|--------|------|-------|--------|-----------|
|        | 総農家数 | 販売農家数 | 自給的農家数 | 総農家数 | 販売農家数 | 自給的農家数 | 総農家数 | 販売農家数 | 自給的農家数 | 増減率(対H22) |
| 三島村    | 49   | 32    | 17     | 41   | 30    | 11     | 28   | 24    | 4      | 57.1      |
| 十島村    | 93   | 65    | 28     | 82   | 56    | 26     | 73   | 58    | 15     | 78.5      |
| 南西諸島地域 | 142  | 97    | 45     | 123  | 86    | 37     | 101  | 82    | 19     | 71.1      |

※ 世界農林業センサス(農林水産省)(一部市町村調べ)

◇ 孤立した小さな離島で構成され、平地に乏しく、耕地は狭く急峻で、農家の高齢化も進んでいますが、風土にあった農産物の生産を進めています。

また、周年放牧を主体とした肉用子牛の生産が定着しています。

◇ 農業生産額の約9割を畜産(肉用牛)が占めており、地域の基幹産業となっています。この他、びわ、たんかん、焼酎用さつまいも、島バナナ、島らっきょう、スイカ、パッションフルーツ、柑橘類等が生産されています。

また、十島村では荒廃農地を作付け可能な農地に転換させるための取組を行っています。

◇ 肉用牛については、高齢化や後継者不足に加え、配合飼料等の価格が高騰し、経営を圧迫していること、家畜衛生・飼養管理技術が不足していること、放牧主体の飼養管理のため、良質な自給飼料の確保が困難であることなどの課題を抱えています。

◇ 農産物加工については、島バナナやパッションフルーツ、たけのこ等の地域特産物を利用した加工品が製造されています。

◇ 生産基盤の整備により、温暖な気候を生かしたびわの産地づくりを進めています。が、高齢化により生産量が減少しています。

## (2) 林業

### ◇ 森林面積

(単位: ha)

| 区分         | 森林面積  | 国有林 | 民有林   | うち  |
|------------|-------|-----|-------|-----|
|            |       |     |       | 人工林 |
| 三島村        | 2,515 | 0   | 2,515 | 145 |
| 十島村        | 6,741 | 0   | 6,741 | 401 |
| 総計(南西諸島地域) | 9,256 | 0   | 9,256 | 546 |

※ 令和4年度鹿児島県森林・林業統計(一部市町村調べ)

- ◇ 森林面積は9,256haで、森林の89%を天然広葉樹林と竹林が占め、硫黄島で椿の実、竹島、硫黄島、黒島、諏訪之瀬島、悪石島では、たけのこの生産が行われています。
- ◇ また、椿油や椿油で作った石鹼、シャンプーなどの加工品づくりも行われています。

## (3) 水産業

### ◇ 漁業産出額

(単位: 百万円)

| 区分     |       | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 南西諸島地域 | 漁業産出額 | 34    | 37    | 43    |

※ 漁業産出額は、各管内漁協業務報告書(漁業種類別水揚げ状況)から引用

- ◇ 漁業産出額については、やや増加傾向です。
- ◇ 周辺海域に優良な漁場を有しているため、一部の地域においては、漁業への積極的取組がみられますが、流通施設等が不備なため総じて漁業は振るわず、地域内産業に占める位置は高くありません。  
また、漁業従事者のほとんどは、零細な兼業の漁家で占められ、後継者確保も問題となっています。
- ◇ 近年、製氷施設や船溜施設の整備に加え、水産加工施設の整備において急速冷凍機などの新技術の導入が進められています。その他、村の産業振興貸付資金及び生産施設整備補助金等を活用し、近代化漁業機器の導入を図り、経営の効率化・安定化を図っています。  
特産品として、自然塩の製造、とび魚の加工製品等が作られています。

## (4) 工業、製造業(特産品製造も含む。)

- ◇ 当地域は、特産品加工品等の魅力的な特産品に恵まれています。
- ◇ 三島村では、硫黄島において法人組織が生まれ、地元農林水産物を加工した椿油や椿石鹼等の商品作りを進めています。
- ◇ 十島村では、各島で地元の農産物や水産物の加工など特産品の開発を行い、物産品の販売等を行っています。



- ◇ しかしながら、特産品製造は小規模な団体や個人によるものであり、新商品開発や販路開拓、とりわけ県外大消費地へのアプローチが課題となっています。

## 第6節 就業の現況及び課題

- ◇ 本地域は、農林水産業や特色ある特産品等のほか、多くの観光資源にも恵まれた地域ですが、産業の集積が弱く、雇用機会の確保が十分ではありません。
- ◇ また、若者の島外流出が続くなど、厳しい雇用情勢にあるため、地域の特性を生かした新規雇用の創出が求められているとともに、高齢者や女性等の高い就業意欲や多様化する就労ニーズに応じた雇用環境の整備及び雇用機会の確保を促進する必要があります。

## 第7節 生活環境の現況及び課題

### (1) ごみ・し尿処理

- ◇ ごみ処理の状況

| 区分  | 区域内人口<br>(人) | 収集人口<br>(人) | 収集率<br>(%) | 施設処理率<br>(%) |
|-----|--------------|-------------|------------|--------------|
| 三島村 | 392          | 392         | 100.0      | 100.0        |
| 十島村 | 677          | 677         | 100.0      | 100.0        |

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

- ◇ ごみ処理施設（焼却施設）

| 設置主体 | 設置場所             | 規模(t/日) | 工事年度 |     |
|------|------------------|---------|------|-----|
|      |                  |         | 着工   | 竣工  |
| 三島村  | 三島村大字黒島大里地内      | 1       | H10  | H10 |
|      | 三島村大字黒島片泊地内      | 0.4     | R1   | R2  |
|      | 三島村大字硫黄島地内       | 0.4     | H29  | H30 |
|      | 三島村大字竹島地内        | 0.4     | R3   | R3  |
| 十島村  | 十島村大字口之島4番地25    | 0.147   | R1   | R1  |
|      | 十島村大字中之島150番地315 | 0.147   | R2   | R2  |
|      | 十島村大字諏訪之瀬島401番地2 | 0.147   | H28  | H28 |
|      | 十島村大字平島346番地     | 0.147   | H29  | H29 |
|      | 十島村大字悪石島158番地4   | 0.147   | H28  | H28 |
|      | 十島村大字小宝島89番地2    | 0.147   | H29  | H29 |
|      | 十島村大字宝島1601番地1   | 0.147   | H30  | H30 |

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ ごみ処理施設（焼却施設を除く）

| 設置主体 | 設置場所             | 規模(t/日) | 工事年度 |     |
|------|------------------|---------|------|-----|
|      |                  |         | 着工   | 竣工  |
| 十島村  | 十島村大字口之島4番地25    | 0.10    | R1   | R1  |
|      | 十島村大字中之島150番地315 | 0.10    | R2   | R2  |
|      | 十島村大字諏訪之瀬島401番地2 | 0.10    | H10  | H10 |
|      | 十島村大字平島346番地     | 0.10    | H9   | H9  |
|      | 十島村大字悪石島158番地4   | 0.10    | R3   | R3  |
|      | 十島村大字小宝島89番地2    | 0.10    | H11  | H11 |
|      | 十島村大字宝島1601番地1   | 0.10    | H30  | H30 |

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

◇ 埋立処分地施設

| 設置主体 | 設置場所       | R3年度末<br>残余容量(m <sup>3</sup> ) | R3年度<br>埋立容量<br>(m <sup>3</sup> ) |
|------|------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 三島村  | 三島村大字竹島地内  | 15,618                         | 4                                 |
|      | 三島村大字硫黄島地内 | 4,715                          | 4                                 |

※ 市町村調べ

※ 令和4年9月30日現在

- ◇ 各島において、ごみについては焼却施設・生ごみ処理施設等で処理されています。
- ◇ 焼却灰や不燃物、ペットボトル等のリサイクルが可能なものは、島外に搬出し処分しています。
- ◇ 十島村においては、焼却炉施設及び生ゴミ処理施設は全地域に整備され処理していますが、全地域への焼却炉設置や経年劣化が見られる焼却炉施設の代替整備の実施について早急な対応が求められています。

◇ し尿処理の状況

| 区分  | 区域内人口<br>(人) | 水洗化人口<br>(人) | 水洗化率<br>(%) | 自家処理人口<br>(人) |
|-----|--------------|--------------|-------------|---------------|
| 三島村 | 392          | 392          | 100.0       | 0             |
| 十島村 | 677          | 658          | 97.2        | 0             |

※ 市町村調べ

※ 令和2年度一般廃棄物処理事業実態調査

- ◇ し尿については、ほとんどの世帯に浄化槽が設置されており、浄化槽汚泥については島外処理等を行っています。

## (2) 水道

### ◇ 水道の状況

(単位: 人, %)

| 区分  | 行政区域内人口 | 上水道    |        | 簡易水道   |        | 専用水道   |        | 計      |        | 普及率   |
|-----|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
|     |         | 計画給水人口 | 現在給水人口 | 計画給水人口 | 現在給水人口 | 計画給水人口 | 現在給水人口 | 計画給水人口 | 現在給水人口 |       |
| 三島村 | 338     | 0      | 0      | 470    | 338    | 0      | 0      | 470    | 338    | 100.0 |
| 十島村 | 637     | 0      | 0      | 650    | 637    | 0      | 0      | 650    | 637    | 100.0 |
| 総計  | 975     | 0      | 0      | 1,120  | 975    | 0      | 0      | 1,120  | 975    | 100.0 |

※ 市町村調べ

※ 令和2年度水道統計調査

◇ 十島村の諏訪之瀬島、小宝島には淡水化施設が整備されています。

◇ 水道については、簡易水道及び飲料水供給施設が全戸に普及していますが、淡水化施設の維持経費の増大、水量減少に伴う新たな水源の確保、老朽化施設の更新及び耐震化の促進が課題となっています。

## (3) 公営住宅

### ◇ 公営住宅等の状況

(単位: 戸)

| 区分  | 管理戸数             |         |     |     |                     |         |     |     |
|-----|------------------|---------|-----|-----|---------------------|---------|-----|-----|
|     |                  |         |     |     | うち耐用年限の1/2を経過した住宅戸数 |         |     |     |
|     | 県営<br>(公営住宅・特公賃) | 市町村営    |     | 計   | 県営<br>(公営住宅・特公賃)    | 市町村営    |     | 計   |
|     | 公営住宅・特公賃         | 市町村単独ほか |     |     | 公営住宅・特公賃            | 市町村単独ほか |     |     |
| 三島村 | 0                | 0       | 107 | 107 | 0                   | 0       | 79  | 79  |
| 十島村 | 0                | 0       | 102 | 102 | 0                   | 0       | 51  | 51  |
| 総計  | 0                | 0       | 209 | 209 | 0                   | 0       | 130 | 130 |

※ 県住宅政策室、市町村調べ(令和4年4月1日現在)

※ 「市町村単独ほか」は、公営住宅・特公賃(特定公共賃貸住宅)以外で市町村が管理している単独住宅・一般住宅などを指す。

◇ 本地域の令和4年4月1日現在の公営住宅等管理戸数は209戸で、うち耐用年限の1/2を経過した住宅は130戸(全管理戸数に占める割合は62.2%)となっています。

## 第8節 医療の確保等の現況及び課題

### (1) 医療

◇ 病院、診療所、医師等の数

| 区分     | 病院数 | 病床数 | 一般診療所数 | 歯科診療所数 | 医師(人) | 歯科医師(人) | 薬剤師(人) | 看護師(人) | 助産師(人) |
|--------|-----|-----|--------|--------|-------|---------|--------|--------|--------|
|        |     |     |        |        |       |         |        |        |        |
| 三島村    | —   | —   | 4      | —      | —     | —       | —      | 5      | —      |
| 十島村    | —   | —   | 7      | —      | —     | —       | —      | 12     | —      |
| 南西諸島地域 | —   | —   | 11     | —      | —     | —       | —      | 17     | —      |

※ 病院・一般診療所・歯科診療所は、令和2年医療施設調査(厚生労働省)の結果(令和2年10月1日現在)

※ 医師・歯科医師数は、令和2年医師・歯科医師・薬剤師調査(厚生労働省)の結果(令和2年12月31日現在)

※ 看護師・助産師数は、業務従事者届より参照(令和2年12月31日時点)

※ 一部地域については市町村調べ

- ◇ へき地診療所が全島に整備され、それぞれ看護師が配置されているほか、へき地医療拠点病院である鹿児島赤十字病院から医師が派遣されています。また、十島村の南部三島(悪石島・小宝島・宝島)については、鹿児島県立大島病院から医師が派遣されています。
- ◇ また、いまきいれ総合病院等による眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の特定診療科の巡回診療、県の歯科巡回診療車による巡回診療、鹿児島市立病院、鹿児島こども病院による小児科健診が行われています。
- ◇ 本地域は、島数が多く船便の都合で医師が各島に滞在できる時間が限られるので、十島村では、同村が設置する高速観光船の活用などにより診療の円滑化を図っています。
- ◇ また、各島のへき地診療所と鹿児島赤十字病院、村役場を結ぶ遠隔医療システムを整備し、医師不在時等の対応に活用しています。

### (2) 救急医療

- ◇ 遠隔医療システムを活用した連携による応急措置のほか、重症の救急患者は県や自衛隊等のヘリコプター等により鹿児島市の医療機関へ救急搬送しています。特に、夜間の救急患者搬送に安定的に対応できる体制づくりが課題となっています。

### (3) 健康管理体制

- ◇ 鹿児島市内のそれぞれの役場に、三島村(3人)、十島村(4人)の保健師が勤務しており、保健所と連携をとりながら各種健診や保健指導を行っています。

### (4) 妊婦への支援等

- ◇ 本地域には常駐の産科医がいないことから、妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければならない場合等に、その交通費・宿泊費等の支援を行っています。
- ◇ 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等が経済的な負担となっています。

## 第9節 介護サービスの確保等の現況及び課題

- ◇ 本地域の65歳以上の要支援・要介護認定者は、令和4年4月現在73人(三島村23人、十島村50人)で、要介護認定率は23.5%(県平均19.2%)とな

っています。

- ◇ 本地域の介護サービス事業所は、宝島に小規模多機能型居宅介護事業所1施設、黒島に訪問介護事業所1施設が整備されています。

## 第10節 高齢者の福祉その他の福祉の増進の現況及び課題

### (1) 高齢者の福祉

- ◇ 高齢化率の推移

(単位: %)

| 区分     | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和2年 |
|--------|------|-------|-------|-------|-------|------|
| 南西諸島地域 | 27.9 | 30.2  | 31.4  | 32.7  | 28.1  | 27.2 |
| 鹿児島県   | 19.7 | 22.6  | 24.8  | 26.5  | 29.3  | 32.5 |
| 全 国    | 14.6 | 17.4  | 20.2  | 23.0  | 26.6  | 28.6 |

※ 国勢調査

- ◇ 本地域の高齢化率は、平成22年で32.7%、平成27年で28.1%、令和2年で27.2%となっています。
- ◇ また、令和2年の高齢化率は、全国平均(28.6%)を1.4ポイント、県平均(32.5%)を5.3ポイント下回っています。

- ◇ 高齢世帯数

(単位: 世帯, %)

| 区分     | 一般世帯数<br>(A) | 高齢世帯数<br>(B) | 高齢世帯<br>の割合<br>(B/A) |
|--------|--------------|--------------|----------------------|
| 南西諸島地域 | 587          | 203          | 34.6                 |
| 鹿児島県   | 725,855      | 227,462      | 31.3                 |
| 全 国    | 55,704,949   | 13,250,701   | 23.8                 |

※ 令和2年国勢調査

※ 高齢世帯は、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯

- ◇ 高齢世帯(65歳以上世帯員の単身世帯及び夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯)の一般世帯に占める割合は、34.6%で、3世帯に1世帯が高齢世帯であり、県平均(31.3%)及び全国平均(23.8%)を上回っています。
- ◇ 介護予防については、国の地域支援事業を活用して、普及啓発や自立支援に向けた運動・栄養などの機能向上に取り組んでいます。
- ◇ 老人福祉施設等については、利用者数や地理的条件等から事業者の参入が困難な状況にあり、整備されていません。
- ◇ また、在宅の要介護者等からの総合的な相談に応じる地域包括支援センター(2か所)が鹿児島市内に設置されており、各々の島にもサブセンターが設置されています。

### (2) その他の福祉

- ◇ 児童福祉・障害福祉等においては、安定的な施策を展開していますが、少子化や女性、障害者の社会参加など、社会情勢の変化に応じた、子どもが心身ともに健やかに育つことができ、障害者が地域で安心して暮らせる環境整備が求められていま

す。

- ◇ 現下の社会情勢における生活困窮者，自殺や虐待，家庭内暴力，子どもや弱者を狙った犯罪など行政ニーズが複雑多様化してきている中，地域に暮らす住民同士が支えあい，助け合う社会を目指し，総合的なサービスの提供体制の整備と見守り体制の強化を推進する必要があります。
- ◇ 医療・介護・福祉の従事者に対する研修機会の確保が課題となっています。

### 第11節 教育及び文化の現況及び課題

- ◇ 本地域の小・中・義務教育学校は複式学級を有する極小規模校です。  
小規模校の抱える課題を克服し，児童生徒の学びを保障するために，教職員のICT活用指導力の向上に努め，GIGAスクール構想により整備された1人1台端末の積極的な活用や遠隔教育システムを活用した授業づくり等，ICTを活用した教育を推進します。
- ◇ 本地域には高等学校等がないため，高等学校等へ進学を希望する生徒は島外の学校に進学しています。
- ◇ 令和4年度現在，2村の全小・中学校が離島留学を実施しており，県外を含む65名の留学生を受け入れています。
- ◇ 学校施設等については老朽化が進んでおり，一部の教員住宅については早急な対応が必要な状況です。
- ◇ 離島の学校に在籍する生徒の部活動の県大会参加に係る交通費については，平成29年度から県の助成制度が設けられています。
- ◇ 社会教育活動の拠点として，多くの島において公民館等が設置されています。
- ◇ 文化施設については，中之島に口径60cmの反射望遠鏡を備えた天文台や歴史民俗資料館が設置されています。  
硫黄島には民俗博物館「黒木の御所」が整備されており，村の文化財の保護及び観光交流の促進による地域活性化を図っています。
- ◇ また，地域外から招へいして音楽・舞台芸術等の巡回公演が行われているほか，南西諸島特有の文化を有しており，伝統行事が伝承されています。文化財としては，「八朔太鼓踊り」は「薩摩硫黄島のメンドン」として，「悪石島の盆踊り」は「悪石島のボゼ」として，国の重要無形民俗文化財に指定され，ユネスコ無形文化遺産にも登録されています。

### 第12節 観光の開発の現況及び課題

- ◇ 観光客数

(単位:千人)

| 地域名    | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 南西諸島地域 | 7.3    | 6.0    | 5.5    | 6.0   | 0.2   |

※離島統計年報，離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

◇ 年間宿泊者数

(単位:千人)

| 地域名    | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 南西諸島地域 | 7      | 8      | 5     | 2     | 2     |

※離島統計年報, 離島統計年報作成のための調査(市町村調べ)

- ◇ 観光客数及び宿泊者数は、減少傾向となっています。
- ◇ 三島村およびその周辺の海域について、海岸断崖地等の海岸景観、硫黄岳や稲村岳、昭和硫黄島等の火山景観、それらに続く山地景観を風景形式として、これらと一体的な景観をなす風衝地植生や火山植生、照葉樹林、及び希少野生生物の生息・生育地として重要な地域であることから令和4年4月に県立自然公園に指定されました。
- ◇ トカラ列島は温帯気候から亜熱帯気候への漸移地帯となっており、生物地理学上東洋区と旧北区の境界線上とされ、学術的に重要な地域とされており、各島間の自然景観上の相違も著しく、火山の島、温泉の島、サンゴ礁の島と言った特徴があり、平成4年にトカラ列島県立自然公園に指定されました。
- ◇ また、俊寛伝説や仮面神ボゼ祭りなどの歴史・文化、大名たけのこやイセエビ等の「食」など特色ある観光資源を有しており、ミシマカップヨットレース、トカラ列島島めぐりマラソン大会等の特色ある自然環境を生かしたイベントも開催されています。
- ◇ 受入施設としては、民宿を中心とした宿泊施設などがあるなかで、個人客やグループ客等の旅行形態に対応し、地域特有の動植物や自然環境を生かしながら、体験型観光ツアーの充実などを図る必要があります。  
また、民宿経営者の高齢化に伴う廃業や離島における高額な建設費や設備投資に伴い新規参入のハードルが高いなど、時期によって宿泊施設が不足する状況があります。

### 第13節 国内及び国外の地域との交流の現況及び課題

#### (1) 国内交流

- ◇ 各島とも、仮面神ボゼ祭り開催に合わせたツアーやジオパークワンデークルーズツアーなど、民間旅行会社も巻き込んだ取り組みを実施し、積極的に地域外との交流を行っています。
- ◇ 地域の小中学生等によるジャンベ、スチールドラム等の演奏活動を通して、地域内外との交流を行っています。

◇ 離島留学状況一覧

| 市町村名 | 留学名称    | 実施校名      | 児童・生徒数<br>(人) |
|------|---------|-----------|---------------|
| 三島村  | しおかぜ留学  | 三島竹島学園    | 6             |
|      |         | 三島硫黄島学園   | 9             |
|      |         | 三島大里学園    | 7             |
|      |         | 三島片泊学園    | 3             |
| 十島村  | 十島村山海留学 | 口之島小中学校   | 8             |
|      |         | 中之島小中学校   | 3             |
|      |         | 諏訪之瀬島小中学校 | 8             |
|      |         | 平島小中学校    | 6             |
|      |         | 悉石島小中学校   | 7             |
|      |         | 小宝島小中学校   | 2             |
|      |         | 宝島小中学校    | 9             |
| 総計   |         |           | 68            |

※ 市町村調べ

※ 令和4年6月1日現在

- ◇ 本地域で実施されている離島留学では、都市部の児童生徒に、自然豊かな農山漁村での生活を体験する機会を与えるとともに、少子化、高齢化に伴い、過疎化が進行している地域が留学生を受け入れることにより、将来の移住者や関係人口の増加など地域の活性化や教育の充実が図られています。

## (2) 国交流

- ◇ 三島村においては、アフリカの民族楽器ジャンベを通じてギニアとの交流を行っています。

### 第14節 自然環境の保全及び再生の現況及び課題

- ◇ 三島村においては、平成27年9月に三島村・鬼界カルデラジオパークとして日本ジオパークに認定された海岸断崖地形や火山景観、国指定天然記念物「黒島の植物群落」を有しており、令和4年にみしま県立自然公園に指定されています。
- ◇ 十島村においては、「宝島女神山の森林植物群落」が国の天然記念物に指定されているほか、代表的な景観である火山地形、海食崖、サンゴ礁及び野生生物の生息地でもある優れた天然林等の特色ある自然を有し、また、タモトユリなどの固有の植物もある。無人島を含む全域が平成4年にトカラ列島県立自然公園に指定されています。
- ◇ 地域環境の保全を図るため、水環境の保全、騒音等の防止に努めています。
- ◇ 海岸漂着物の処理に関しては、高齢化や人口減少が進むなかでの人手の確保や処理費用の負担が課題となっています。

### 第15節 エネルギー対策の現況及び課題

- ◇ 本地域の電力は、各島における内燃力発電により賄われていますが、それぞれの設備が小規模で、老朽化していることが、産業振興等を図る上で課題となっています。
- ◇ 燃料は、島外から搬入していることから、輸送コスト削減や燃料確保の観点から、再生可能エネルギーや電気自動車の積極的な導入が課題となっています。



◇ 太陽光発電は、非常用として、黒島へき地診療所に設置されています。

## 第16節 国土保全等の現況及び課題

◇ 砂防

(土砂災害警戒区域等の指定状況)

(単位:箇所)

| 区分     | 急傾斜 |      | 土石流 |      | 地すべり |      | 合計  |      |
|--------|-----|------|-----|------|------|------|-----|------|
|        |     | うち特別 |     | うち特別 |      | うち特別 |     | うち特別 |
| 南西諸島地域 | 78  | 77   | 24  | 18   | 2    | 0    | 104 | 95   |

\* 県砂防課調べ(令和5年1月末時点)

◇ 治山

(単位:地区数,%)

| 区分     | 山腹崩壊危険地区 |       |        |      | 崩壊土砂流出危険地区 |       |        |      |
|--------|----------|-------|--------|------|------------|-------|--------|------|
|        | 危険地区数    | 着手地区数 | 未着手地区数 | 着手率  | 危険地区数      | 着手地区数 | 未着手地区数 | 着手率  |
| 南西諸島地域 | 43       | 12    | 31     | 27.9 | 41         | 16    | 25     | 39.0 |

\* 県森づくり推進課調べ(令和4年3月31日)

◇ 本地域は、台風常襲地帯であり、また急峻な地形であることから、土石流等の災害を受けやすい地域であるため、砂防、治山施設等の整備を積極的に進め、国土保全を図っています。

◇ 薩摩硫黄島、諏訪之瀬島等の活火山を擁しているため、火山活動による火砕流及び土石流による災害の危険性が高くなっています。活動火山対策として警戒避難体制の整備や噴火時や噴火に備えた施設等の整備を図っています。

また、活発化する諏訪之瀬島御岳等の火山活動の影響から、土石流災害による被害を防止するため、降灰状況等の監視を行っています。

## 第17節 移住・定住施策の現況及び課題

◇ 本地域全体においては、村の積極的な取組により、近年人口が増加傾向にあります。

◇ 一方、少子高齢化の進展やU J I ターン者等の移住により、地域社会の構造も変化してきています。

◇ 今後は、地域住民と連携した受入体制の整備や就業支援などの各種支援策により定住促進を図るとともに、地域コミュニティを活性化する必要があります。

## 第2章 振興方針と計画の内容

### 第1節 交通体系の整備

#### 1 航路及び港湾の整備

##### (1) 振興方針

- 本土との結びつきの強化と生活圏の広域化をはじめ、観光客等の誘致による交流・定住人口の拡大を図るため、定期航路の維持・改善に努めます。
- 本地域においては、定期航路が本土との主要な交通・輸送手段となっていることから、住民生活の利便性向上や地域産業の振興をはじめ定住促進を図るため、定期船の定期日寄港を確実なものとするとともに、旅客の乗降や荷役作業の安全性を確保するための港湾施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。

##### (2) 計画の内容

- 地元における各種イベントの実施等による交流人口の拡大を図りながら、地域内の各離島と本土及び奄美大島を結ぶ定期航路の維持・改善により、住民の利便性向上や地域間交流を促進します。
- 三島村の港湾については、就航率の向上や出入港時の安全確保を図るための港湾施設や関連施設の整備を進めます。
- 十島村の港湾・漁港については、就航率の向上のための防波堤の整備を進めるとともに、定期船が岸壁兼用の防波堤の一部を利用して荷役作業を行っていることから、乗降客と車両を分離するふ頭用地や岸壁、道路の整備を進めます。

#### 2 航空路及び空港の整備

##### (1) 振興方針

- 本地域への観光客等の誘致を図るため、飛行場及び場外離着陸場の有効活用に努めます。

##### (2) 計画の内容

- 滑走路や場周柵等の維持管理を行うとともに、利用促進のための広報活動を行うなど、飛行場及び場外離着陸場の有効利用に努めます。

#### 3 島内交通網の整備

##### (1) 振興方針

- 地域内における住民の利便性向上や産業の活性化、観光客等との交流促進、人や物資の円滑な流通を確保するため、港湾へのアクセス道路や林道等を含めた道路網の整備を図るとともに、自然環境に配慮したみちづくり、観光産業を支援するみちづくり、既存施設の老朽化対策を含めた災害に強いみちづくりの推進に努めます。

##### (2) 計画の内容

- 離島内における距離的・時間的制約の克服を図るため、黒島内の2つの集落及び港湾を結ぶ県道の整備を推進します。
- 地域の実情に応じた狭隘部分の解消や安全確保のための交通安全施設の整備、災害時の避難道の整備など、地域住民の日常生活に欠かすことのできない生活道路や林道等の改良整備や、計画的な維持補修を引き続き推進します。

### 第2節 情報通信体系の整備

##### (1) 振興方針

- 情報化の進展に伴う様々な便益を地域住民や企業等が等しく享受し、住民生活の

利便性の向上や他地域との交流，産業の振興を図るため，医療・教育・産業・危機管理など，あらゆる分野においてDXを推進します。

- 集落内の携帯電話不通話地域を解消するため，中継子局の設置を含め不感地域の解消を図るとともに，5G等の高速大容量通信網の整備も視野に格差是正を目指します。
- 三島村においては，令和4年度からデジタル推進員を新たに配置しています。

## (2) 計画の内容

- 情報通信基盤の高度化を図り，各種分野におけるICTの利活用を図ります。
- 三島村においては，インターネットによる地域の再生を図るため，ホームページの充実やネット販売及び観光振興のためのWi-Fi機能の整備を図ります。
- 十島村においては，スマートフォンを利用した行政手続により，住民の利便性の向上及び出張所の窓口業務の負担軽減を図っていきます。そのためには，島にデジタル支援員を配置し高齢者等のスマートフォンの利用の支援を行ったり，大手キャリアのスマホ講座等も積極的に受け入れるなど，デジタルデバイドの解消に向けた取り組みが必要です。
- 携帯電話については，国や情報通信事業者等と連携して，不感地域の解消を促進します。また，不感地域の解消や全島での5Gなどの高速大容量の通信網の整備について，引き続き要望していきます。
- テレビについては，現在の受信不良要因を調査し，不良となっている原因の解消を図るとともに，災害に強い施設整備を推進します。また，共聴施設や地上デジタル放送無線共聴設備といった設備の老朽化に対応するため，速やかな更改を行い，安定した受信状況を確保するよう努めます。
- テレビやラジオについて，光ケーブルを活用して安定した配信ができないか検討します。

## 第3節 人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化の促進

### (1) 振興方針

- 離島航路に係る運賃の低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の流通に要する経費の低廉化に向けた取組を促進します。

### (2) 計画の内容

- 割高となっている離島航路の運賃は，地域間格差の是正や定住促進を図る上での障害となっていることから，関係機関と協議を進めながら，低廉化に向けた取組を促進します。
- 物資の輸送に費用が多くかかる状況にあり，離島振興を図る上での障害となっていることから，物資の流通に要する費用の低廉化に向けた取組を促進します。
- 車検に係る島外への車両航送費が大きな負担となっていることから，その負担軽減に向けた取組を促進します。

## 第4節 産業の振興

### 1 農業

#### (1) 振興方針

- 地域の特産品等の一次産品を積極的に加工し，販路拡大を推進します。
- たんかん等果樹では平張施設を導入するなど生産振興を図るとともに，省力化樹形による労働条件の改善や共同作業を進め，生産量の維持と商品化率の向上に努めます。

- 地域の基幹産業である畜産については、草地の造成や優良雌牛の導入、飼料生産機械の整備、飼養管理技術の向上等により、低コストで品質の高い肉用子牛の生産振興や畜産経営の安定を図ります。
- 自然環境との調和に配慮しながら、農道、公園等の整備やU J I ターンの促進等により、後継者の確保や若者の定着を図ります。また、高齢者が生きがいをもって農業に従事できる環境整備を進めます。

## (2) 計画の内容

- びわやパッションフルーツ等の栽培技術の向上、島外安定出荷に向けた新たな取組（契約取引等販売方法）の検討をするとともに、平張施設等施設化による生産安定を図ります。
- 島バナナや島らっきょうなど特徴のある農作物の生産・販路拡大に取り組むとともに、新規作物の検討・導入を図ります。
- I P M（総合的病害虫・雑草管理）技術による化学合成農薬の使用低減や、家畜排せつ物を原料とする良質堆肥の施用による健全な土づくりなど、環境と調和した農業を推進します。
- 農産物処理加工施設の整備やインターネット等を活用した産直販売の促進などによる販路拡大を図ります。
- 畜産については、飼料畑等の整備による自給飼料の増産や飼養管理技術の向上、繁殖雌牛の導入推進による生産基盤の維持・拡大を図り、家畜防疫の徹底、耕畜連携や環境と調和した農業を推進します。
- 農産物の流通については、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用した島外出荷に係る輸送コストの低廉化に向けた取組を促進します。
- 地域の農産物等の特産品を活用した加工品の販売を支援します。
- 「寄せ付けない」、「侵入を防止する」、「個体数を減らす」といった3つの取組を総合的かつ一体的に進め、野生鳥獣による農作物被害の防止・軽減を図ります。
- 農家の協力を得ながら農業に関する交流研修体制を整備し、新規就農者の確保・育成などを図ります。
- 農業経営や地域づくりへの女性の参画を促進するとともに、加工活動等の女性起業活動を促進します。また、高齢者の能力を生かすための活動の場づくりに努めます。

## 2 林業

### (1) 振興方針

- 森林の有する多面的機能の発揮を図りながら、林道等の路網整備や森林の適正な管理を促進するとともに、たけのこ、椿の実、ヒサカキ等の特用林産物の生産振興と消費者ニーズに対応した特産品の開発・普及を図ります。
- 木材や竹を粉砕し、堆肥化・敷料化するなど、新たな林産物の活用分野を広げます。

### (2) 計画の内容

- 森林の有する多面的機能である水源かん養機能や山地災害防止機能等を高度に発揮させるため、適正な森林整備により、健全な森林の育成を図ります。
- 林産物を効率的に搬出するため、林道等の路網の整備を促進するとともに、竹林や椿林の整備、共同集荷など効率的な流通加工体制の整備等により、健康・自然志向に対応した収益性の高い特用林産物の産地づくりを図ります。
- 森林景観の保全を図りながら、木の実の採取などの体験学習の場、森林浴・登山

などの健康増進の場、野鳥観察の場などとして広く活用し、後継者等の人材育成や島内外の人々との交流を促進します。

### 3 水産業

#### (1) 振興方針

- 漁業者や漁業協同組合等による自主的な取組を支援しながら、周辺海域の好漁場を生かし、漁船・装備の近代化、安心して利用できる漁港の整備などを進めるとともに、トビウオなどの特産魚を利用した付加価値の高い特産品の開発や安定的な出荷に向けた鮮度保持施設の整備を促進し、生産性の高い水産業の振興を図ります。
- また、これらの取組を通じ、漁業就業者の確保・育成を図ります。

#### (2) 計画の内容

- イセエビや夜光貝、瀬魚類の資源の増大を図るため、魚礁の設置や漁業者による幼・稚魚の保護などを促進するほか、本地域でしかとれない魚介類等の新たな水産資源の掘り起こしや周辺海域の優良漁場の高度利用を図るため、漁場、水産資源の調査開発を進めます。
- 離島漁業再生支援事業等の国県の事業等を活用し、漁業資源の保護及び育成に努めます。
- 漁業協同組合の経営基盤の強化を促進するとともに、地元漁家の協力を得ながら漁業を体験できる体制の整備により、後継者の確保・育成を図るほか、漁業体験などを通して、地域内外の人々との交流や地域コミュニティの活性化を促進します。
- 漁業研修会等により、意欲と能力のある漁業者の確保・育成や漁業者グループ等が行う経営改善に向けた取組を支援するとともに、U J I ターン者を中心とした漁業雇用を創出し、後継者育成を図ります。  
また、漁場造成や漁業資源の保護と節度ある漁法により、専業漁業者の育成と観光資源としての活用を目指します。
- 本土への効率的な鮮魚等の出荷を確保するため、流通コストの削減に係る取組を促進するほか、製氷・冷蔵・冷凍施設などの流通関連施設や蓄養施設の整備を促進します。
- トビウオ等の特産魚を対象として、消費者ニーズに対応した付加価値の高い特産物の開発を促進するとともに、インターネットを介した産直販売等により販路の拡大を図るほか、新鮮な魚介類を地元で消費することや土産品として提供できる体制の整備を促進します。
- 安全で利用しやすい係留施設をはじめ、防波堤や漁港関連施設の整備等による年間を通じた出漁を確保するとともに、操業の広域化や鹿児島市場への水揚げに対応した漁船の大型化、装備の近代化等を促進します。

### 4 その他の地域産業

#### (1) 振興方針

- 製塩業等の地場産業の振興を図りながら、地域資源等を活用した新たな特産品の開発や販路の開拓を促進します。
- 地域の資源を活用した新たな特産品開発やブランディングを促進し、積極的な情報発信による販路拡大を目指すとともに、加工技術の習得を進め、地域ぐるみの6次産業化を推進します。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

## (2) 計画の内容

- 地域住民やNPO法人等による自主的な取組を支援しながら、たけのこ、樺の実、薬草、トビウオ等の農林水産物を活用した加工品や、自然塩の製造拡大など、自然・健康志向に対応した付加価値の高い特産品の開発を促進するとともに、ブランドの確立を図ります。
- 加工技術の習得や新商品開発に必要な技術的な支援や研修の場を提供し、特産品の開発を推進します。
- かがしま遊楽館や全国各地の物産観光展における展示販売等を通じ、首都圏等の大消費地での販路開拓を促進するほか、ECサイト等を活用した特産品の販売促進を図ります。
- 意欲と能力のある担い手や新規就業者の確保、女性・高齢者の能力の活用促進など、農林水産業を担う人材の育成・確保を図るほか、滞在交流型観光地づくりを積極的にリードする人材の育成、観光事業者等の資質の向上に努めます。
- 自主的な地域づくりを目指して、リーダーの育成や組織づくりを支援するとともに、地域住民の自主的な話し合い活動を基本に、農村景観の保全や伝統文化・芸能等の継承など地域の中心となって活動する人材の育成を図ります。
- 農林水産物等販売業や旅館業などを中心とした産業振興をより効果的に推進するために、税制上の優遇措置等の活用を促進します。

## 第5節 就業の促進

### (1) 振興方針

- 交通ネットワークの充実、若者が地元に着する魅力ある産業おこし、地域特性を生かした地域づくりを進め、県の産業施策や国の雇用施策などと連携を図りながら、地域の実情に応じた雇用開発を推進します。

### (2) 計画の内容

- 基幹産業である農林水産業の振興や、魅力ある観光地づくりなどによる観光産業の振興、地場産業の振興や、医療・介護・福祉事業の振興等により新たな雇用の創出を図ります。
- また、高齢者やU J I ターン者等が知識と経験を生かし、その意欲と能力に応じて地域で働くことができるような雇用環境の整備に努めます。
- U J I ターン者等が就業体験や研修等を受けられる体制を整えるとともに支援策の充実を図ります。
- 場所に制約されない働き方の普及に伴い、離島に対する移住ニーズが高まっていることから、サテライトオフィスの整備等の取組を通じて、移住・定住を促進します。

## 第6節 生活環境の整備

### (1) 振興方針

- 地域住民等によるごみの排出抑制・分別の徹底・減量化・リサイクルを促進するとともに、適正な処理を行うことにより、快適で美しい環境づくりに努めます。
- 少子・高齢化に対応し、地域の若者や高齢者、U J I ターン者など、誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進します。
- 安全でおいしい水を安定的に供給するとともに、合併処理浄化槽の整備により、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図ります。

## (2) 計画の内容

- ごみについては、リサイクルや適正な処理を図るため、地域の実情に応じ、処理施設や収集体制の整備を推進します。
- 家電リサイクルについては、指定引取場所の設置や海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施等の促進を図るほか、自動車リサイクルについても、海上運搬経費に対する支援制度の円滑な実施の促進を図ります。
- 生活排水については、合併処理浄化槽の整備を促進するとともに、住民の生活排水対策に関する意識啓発を図ります。
- 水道については、地域の特性に応じた水源の確保を図るとともに、老朽化施設の計画的な更新及び耐震化を促進します。
- 地域の気候及び風土に十分配慮しながら、老朽化した公営住宅等の建替等を促進します。
- がけ地に近接した危険住宅の移転を促進します。
- 空き家について、利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。

## 第7節 医療の確保等

### (1) 振興方針

- へき地医療拠点病院をはじめとする医療機関等が実施する医師派遣や巡回診療を支援することにより、地域住民が等しく適切な医療サービスを受診できるような保健医療提供体制の整備・充実を図ります。
- 医療施設の施設・設備の整備を支援するほか、看護師の安定的確保、へき地医療拠点病院と接続する遠隔医療システムの活用促進を図ります。
- へき地医療拠点病院等との連携体制を充実強化し、救急患者搬送などに安定的に対応できる体制づくりと円滑な実施に引き続き取り組みます。
- 妊婦が島外で健康診査する機会や出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援を行います。

### (2) 計画の内容

- 長期的視点に立って準無医地区の解消を目指しながら、遠隔医療体制の充実やへき地診療所の施設・設備等の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の拡充を図ります。
- 離島であるがゆえに生じている本土との診療機会の格差是正のための方策を検討します。
- へき地医療拠点病院である鹿児島赤十字病院からの医師派遣の充実を図るなど、医師・看護師の安定的確保に努めます。
- へき地医療拠点病院であるいまきいれ総合病院が県医師会・鹿児島大学病院の協力を得て実施する眼科・耳鼻咽喉科などの特定診療科の巡回診療の充実を図るとともに、鹿児島市立病院、鹿児島こども病院による小児科健診などの継続実施を図ります。
- 救急患者搬送の円滑化を図るため、へき地診療所とへき地医療拠点病院等関係機関相互の緊密な連携体制を充実・強化するほか、ドクターヘリ等の有効活用に努めます。
- 地域住民の健康管理や健康の保持増進を図るため、「健康かごしま21」等に基づき、地域特性を生かした各種保健活動による疾病の予防、早期発見など包括的な対策を促進します。
- 妊婦が島外で健康診査の受診又は出産のために必要な通院又は入院をしなければ

ならない場合等、その交通費・宿泊費等の支援を行います。

- 生殖補助医療の受診に伴う交通・宿泊費用等の経済的な負担軽減の取組を促進します。

## 第8節 介護サービスの確保等

### (1) 振興方針

- 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るため、効果的な介護予防事業の実施や自立支援に向けた取組の推進に努めます。
- 高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターと連携しながら、地域の実情を踏まえた支援の充実や介護サービスの基盤整備を促進します。

### (2) 計画の内容

- 三島村・十島村の介護保険事業計画に基づき、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう住民のニーズに応じたサービスの提供を目指し、地域の実情を踏まえた介護サービス基盤整備の促進、効果的な介護予防の取組促進や地域包括ケア体制の推進に努めます。
- ボランティアなどによる見守り活動や様々な生活支援等を活用しながら、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組むなど、地域の実情に応じた地域包括ケア体制を推進するとともに、地域支援事業の実施による介護予防の促進に努めます。

## 第9節 高齢者の福祉その他の福祉の増進

### (1) 振興方針

- 高齢者等が住み慣れた地域のなかで、地域の連帯意識に支えられながら、安心して充実した生活を送ることができるよう、心身の状況を把握するとともに、その豊富な知識や経験・技能を生かし、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加することや、生きがいつくりなどに取り組めるような環境の整備を図ります。
- 少子化の進行や家庭を取り巻く環境の変化等に対応し、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。
- 医療・福祉・農林水産業など、地域住民の暮らしと産業を支える人材の育成・確保を図るほか、起業家やボランティアなどの育成に努めます。

### (2) 計画の内容

- 社会福祉協議会や地区コミュニティ協議会等による自主的な地域福祉活動に対する取組を促進しながら、援護を必要とする高齢者等に対し、地域ぐるみで安否確認や声かけなどを行う見守り体制の強化や生活支援を行うボランティアの活用に取り組みます。
- 市町村や関係機関・団体等と連携を図りながら、引き続き高齢者の地域づくり、健康づくりなどへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開し、高齢者が豊富な知識・経験・技能を生かして、「共生・協働の地域社会づくり」の担い手として社会参加するよう支援するとともに、健康づくり、生きがいつくりなどにチャレンジできる取組の促進を図ります。
- 高齢者等の健康づくりや介護予防・生活支援等に努めるとともに、地域包括ケアシステムの促進に努めます。
- 障害者の自立と積極的な社会参加を進めるため、研修会の開催や障害特性に関する正しい知識の理解と認識を深めるための啓発活動の推進、公共施設のバリアフリー化等の環境整備、障害者福祉サービスの利用や日常生活用具の給付等の促進を図



ります。

- 地域全体で子どもを育成する環境づくりを促進します。
- 少子化の振興に歯どめをかけるため、出産から子育てに要する費用の負担軽減、及び専門の病院や相談機関のない地域における不安の軽減等を図り、安心して子育てができる環境を整備します。
- ホームヘルパーなど専門性を備えた人材の育成・確保や資質の向上を図ります。

## 第10節 教育及び文化の振興

### (1) 振興方針

- 小規模校の特性を生かした「個別最適な学びを保証し、自主的に学びを進めていく児童生徒を育成」しながら、今後ますます進展する情報化やグローバル化に柔軟に対応できる青少年を育成します。また、来たるべきDX社会の到来に備えて、デジタル社会をたくましく生き抜く教育を積極的に推し進め、情報モラル教育を充実させるとともに、SNSやデジタルコンテンツの日常的かつ効果的な活用についても積極的に取り組みます。
- 本地域には高等学校等がないため、島外の高等学校等へ進学する生徒への修学支援に努めます。
- 地域に根ざした多様な特色ある伝統芸能などの文化財等の保存・伝承や文化活動を促進し、生涯を通じた学習機会の充実を図ります。

### (2) 計画の内容

- 学校規模に応じた教育内容・方法の改善を図りながら、テレビ会議システムを活用した国内外の学校等との交流学习や、学校外体験活動としてのボランティア活動など、この地域ならではの特色ある教育活動を促進します。
- 本地域を離れ、島外の高等学校等へ通学するための寮・下宿生活等の負担軽減を促進します。
- 学校施設や教職員住宅等については、計画的な改築・改修等の整備の促進に努めます。
- 将来の移住者や関係人口の増加など、村の活性化に大きな効果が期待できるため、「しおかぜ留学」や「山海留学」などの離島留学に関する広報活動を積極的に推進するとともに、十島村においては山海留學生の保護者又はその家族の来島及び滞在費の一部を負担するなど、離島留学制度の一層の拡充を推進し、地域や学校の活性化を図ります。
- 離島の学校に在籍する生徒の部活動等の島外での大会参加に係る交通費等の負担軽減に努めます。
- 地域の自然、文化、伝統芸能等の学習を充実し、優れた文化芸術を体験する機会の拡充を図り、地域の伝承文化の保存・継承を促進します。
- 国指定重要無形民俗文化財であり、ユネスコ無形文化遺産にも登録されている「薩摩硫黄島のメンドン」、「悪石島のボゼ」をはじめ、国指定天然記念物である「薩摩黒島の森林植物群落」や「宝島女神山の森林植物群落」、県指定の無形民俗文化財である「三島村硫黄島の九月踊り」、「黒島の盆踊り」、県指定天然記念物「諏訪之瀬島ナベダオのツクシヤマザクラ群」、村指定文化財「口之島狂言」、「霜月祭り」など地域の自然、文化、伝統芸能の保存・伝承や国内外に向けた南西諸島特有の文化の発信を行います。
- ジャンベやスチールドラムによる地域活動等を通して、地域内における連帯感の醸成や地域文化の継承を図るとともに、国内外の人々との交流を促進します。

## 第11節 観光の開発

### (1) 振興方針

- 本地域の特色ある観光資源や施設等を生かした個性豊かな観光地づくりなど、観光客の受入環境の整備に努めるとともに、定期船で結ばれる地域等と連携した広域的な観光ルートの充実を図り、旅行商品化を促進するなど、更なる誘客に向けた滞在交流型観光の促進を図ります。  
あわせて、宿泊事業者の高齢化による宿泊施設の不足を解消するため新規開業や設備投資に対して支援の充実を図ります。
- 竹島・硫黄島・黒島の自然や火山がつくり出す地形などを生かしたジオパークの取組を促進します。

### (2) 計画の内容

- 本地域への更なる誘客を促進するため、多様な情報発信に努めつつ、各種媒体の活用や域外でのPR活動等による広報宣伝に取り組むとともに、定期船で結ばれる地域等との広域的な観光ルートの形成・定着を図り、旅行商品の造成などに努めます。
- 本地域の地理的特性や観光資源を生かしたトカラ列島島めぐりマラソン大会やマリンスポーツなどの体験プログラムの充実、景観等の整備など個性豊かな観光地づくりに努め、ジオパークや県立自然公園など特色ある自然環境を生かした多彩な滞在交流型観光を積極的に促進します。
- 観光案内板等の設置や観光ボランティアガイドの育成、観光関係事業者の接遇向上及び移動手段の確保など観光客を受け入れる体制や環境の整備などを促進します。
- イセエビなどの新鮮な魚介類や大名たけのこなどの食材を生かした特色ある「食」の提供、地元特産品を活用した新たな土産品の開発などを促進します。

## 第12節 国内及び国外の地域との交流の促進

### (1) 振興方針

- 青少年を対象とした体験学習やヨットレースなどのイベントの開催、スポーツ合宿の誘致、ジャンベを通じたアフリカとの交流、出身者等の関係人口によるネットワークを用い、国内外との交流・連携を積極的に促進し、地域社会の活性化とUJIターン等の推進により、交流・定住人口の拡大を図ります。

### (2) 計画の内容

- 農林水産業と連携した滞在交流型観光や地域をあげて実施されるヨットレースなどのイベント、仮面神ボゼなどの伝統芸能、地域の特色ある民俗・文化等に関する教育研究機関や学生等の学外活動やスポーツ合宿誘致などを通して、住民と来島者及び来島者同士の交流を促進します。
- 出身者や島に興味を持っている人々の、島の良き理解者・支援者としてのネットワーク化を強化しながら交流・連携を図るとともに、リモートシステム等も活用しながら、学校間、島間も含め、地域内外の交流促進を図ります。
- ジャンベスクールを拠点にジャンベを活用した地域づくりに取り組むとともに、国内はもとより、アジアにおけるジャンベの拠点として、広く海外との交流を促進します。

## 第13節 自然環境の保全及び再生

### (1) 振興方針

- 良好な地域環境を維持するため、村との連携により、水環境の保全、騒音等の防

止に努めます。

- 村固有の動植物が生息しているが、乱獲、生活基盤の整備が進み、環境が変化していること、及び外来生物の入り込み等により、その生態系が脅かされることが危惧されることから、適正な利活用を図るとともに、適宜、必要に応じて専門家等の意見を聞きながら、必要な保護区の設定、自然環境の保全・再生を図ります。  
外来種を含む野生の山羊の被害（ダニの媒介、牧場や果樹園等への侵入による食害等）など有害動物等の捕獲に必要な対策を講じます。
- 国、村、民間団体等との情報共有、連携・協力を図りながら、海岸漂着物の円滑な処理や効果的な発生抑制に取り組みます。

## (2) 計画の内容

- 農業における施肥量の低減、家畜糞尿の適正処理、生活排水対策等による水質保全対策を推進します。
- 住民生活に影響を及ぼしている有害鳥獣の捕獲等に努めます。
- 県立自然公園条例等の保護制度による管理・保護を継続して行います。
- 海岸漂着物については、鹿児島県海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、海岸漂着物の円滑な処理等を推進します。

## 第14節 エネルギー対策の推進

### (1) 振興方針

- 災害に強く環境負荷の小さな地域づくりを目指し、再生可能エネルギーの活用を促進します。
- 住民生活の向上や産業振興に不可欠な電力については、安定的な供給がなされるよう努めます。
- 石油製品の安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。
- 新規技術の活用その他のエネルギー対策の推進に努めます。

### (2) 計画の内容

- 再生可能エネルギーの導入は、エネルギーの安定供給や地球温暖化防止に資することから、今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、太陽光発電など地域特性を生かした再生可能エネルギーの導入を促進します。
- 電気事業者によるスマートグリッドの導入等電力の安定供給を図ります。
- 各島の電力は小規模内燃力発電で賄われており、住民生活の向上や産業振興にとって電力の安定的な供給は不可欠なものであることから、電気事業者等と連携しながら、必要な電力の確保に努めます。
- 国の支援制度により離島のガソリン価格の引き下げが行われていますが、石油製品価格は本土と比べて割高になっているため、安定的かつ低廉な供給に向けた取組を行います。

## 第15節 国土保全施設等の整備その他の防災対策

### (1) 振興方針

- 台風、水害、地震災害その他の災害や火災等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった安心・安全な地域の構築に向けた「県土の強靱化」を推進し、防災・減災、国土強靱化の充実強化により、生命財産の保護を図り、安全で住みよい地域づくりを促進します。

## (2) 計画の内容

- 台風や集中豪雨、波浪等による土砂災害や山地崩壊等を防止するため、環境や自然景観に配慮しながら、砂防、治山、治水、海岸保全等に関する国土保全施設の整備及び既存施設の老朽化対策の推進に努めます。
- 津波等の災害に備え、避難経路や避難施設の整備を図ります。
- 防災行政無線等の整備を図るとともに、消防団に対する訓練・研修を充実します。
- 自主防災組織の育成や防災訓練等を通じて、子どもを含む幅広い年齢層への防災知識の普及及び防災意識の高揚を図ります。
- 避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定を促進するなど、災害発生時の避難等に、特に支援を要する避難行動要支援者に配慮した防災対策の充実を図ります。
- 薩摩硫黄島、諏訪之瀬島、口之島、中之島の活動火山対策として、港湾・道路等の整備や維持管理に努めるほか、防災教室の開催や住民・関係機関が一体となった防災避難訓練の実施等による住民の防災意識の向上を図ります。

## 第16節 移住・定住施策の促進

### (1) 振興方針

- 地域が一体となって、一貫した受入・支援体制づくりを進めるとともに、効果的な情報発信を推進します。
- 移住者の多様な暮らしのニーズに対応した住環境及び雇用環境の整備を促進します。

### (2) 計画の内容

- ホームページ等を活用し、移住・定住に必要な情報発信を行います。
- 住民が主体となって行う地域コミュニティの活性化に向けた活動や、地域リーダーの育成を支援する体制づくりを促進します。
- U J I ターン者等が地域に定住できるように、側面的な支援を行うための地域による定住対策プロジェクトチームの設置など、受入・支援体制づくりを図るとともに、住環境の整備や就業支援など各種支援策の充実を促進します。
- 場所に制約されない働き方の普及に伴い、離島に対する移住ニーズが高まっていることから、サテライトオフィスの整備等の取組を通じて、移住・定住を促進します。
- 空き家の利活用により若者の定着やU J I ターンを促進するため、改修費用の一部を支援する補助制度等の活用を促進します。

## 第17節 地域の振興に関するその他の事項

### (1) 振興方針

- 人口減少や高齢化の進む地域の住民が、日常生活を営むために必要な環境の維持等を図ります。

### (2) 計画の内容

- 人口減少や高齢化の進展により、日用品の買い物や島内移動等の日常生活への支障が懸念される場合には、島民の日常生活機能を補完する取組等を行います。